

青森県報

第四千二百十号

平成二十八年
十月十一日
(火曜日)

目次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市町村課) ……一

公 告

第十次青森県職業能力開発計画の概要の公表……………(労政・能力開発課) ……一

農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……五

建設業者の許可の取消し……………(上北地域民局) ……六

右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第六百三十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十八年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年十月三日から同年十一月十八日まで(採用試験の)

募集期間

試験場が陸上自衛隊弘前駐屯地である場合)
平成二十八年十月三日から同年十一月二十八日まで(採用試験の試験場が陸上自衛隊青森駐屯地又は陸上自衛隊八戸駐屯地である場合)

試験期日	開始時刻	試 験 場	
		位 置	名 称
平成二十八年 十一月二十六 日(土)	受付後に 通知	弘前市大字原ケ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地
平成二十八年 十二月三日 (土)	受付後に 通知	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地
平成二十八年 十二月十日 (土)	受付後に 通知	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地

公 告

第十次青森県職業能力開発計画の概要の公表

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により第十次青森県職業能力開発計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第10次青森県職業能力開発計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本県ではこれまで、昭和46年度以降5年ごとに9次にわたり、職業能力開発促進法に基づき、本県における職業能力開発の基本となる青森県職業能力開発計画を策定し、これらの計画に基づいて本県の職業訓練や技術・技能の振興に係る各種施

策を推進してきました。平成23年度に策定した第9次計画は平成27年度までとなっており、この計画の修正・再整理を基本とし、県基本計画の目指す方向性、社会経済情勢の変化、国が定める第10次職業能力開発基本計画の考え方を踏まえ、第10次青森県職業能力開発計画を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3. 本県の職業能力開発の方向性

本県が平成25年12月に策定した「青森県基本計画未来を変える挑戦」では、2030年における本県の目指す姿として「生活創造社会」（「生業（なりわい）」に裏打ちされた豊かな「生活」が実現している社会）の実現を掲げています。また、本県の最重要課題の一つである人口減少対策に関する「実施計画（アクションプラン）」である「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」において、本県に在住する若者が本県に定着できるように取組が求められています。

このため、本計画では、企業・団体、労働者が求める職業能力開発機会の提供を通じて、地域活力創出の担い手としてあらゆる階層の方が活躍し、県内定着に貢献することとし、「今をつくり、未来を変える人財育成の推進」を、本計画における今後5年間の職業能力開発の基本的方針（方向性）として、各種施策を展開していきます。

4. 職業能力開発の実施目標と施策体系

実施目標	基本的施策
1. 地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進	(1) 公共職業訓練・県立職業能力開発校における職業能力開発の充実・強化
	(2) 民間が行う職業能力開発の支援
2. 地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成	(1) 職業能力開発と就職支援の一体的展開
	(2) 若年者の人財育成と定着促進のための支援
	(3) 中高年齢者のキャリア形成に向けた支援の充実
	(4) 女性が活躍するための職業能力開発への支援
	(5) 障害者の特性に合わせた効果的な職業能力開発機会の提供

3. 技能の振興・継承の促進	(1) 技能尊重機運の醸成
	(2) 次世代の技能者の育成促進と技能の継承

実施目標 1 地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進

基本的施策(1) 公共職業訓練・県立職業能力開発校における職業能力開発の充実・強化

職業能力開発に係る地域・産業ニーズを的確に把握し、本県の公共職業訓練を担う機関が相互に調整・連携し効果的に職業訓練を実施します。また、施設整備を含む体制の整備を計画的に進め、実施内容の充実・強化を図り、就職率の向上、在職者の技能向上に貢献します。

【具体的取組】

- 地域の企業・業界、受講希望者等の職業能力開発ニーズ（地域・産業ニーズ）の確な把握
- 地域・産業ニーズに適応した県立校が行う職業訓練の実施・見直し
- 訓練内容に応じた施設・設備の整備
- 訓練内容の維持・高度化に対応した職業訓練指導員の資質向上、外部講師の活用
- 県（県立職業能力開発校）、労働局、県内ポリテクセンター・ポリテクカレッジとの連携による職業訓練の実施

基本的施策(2) 民間が行う職業能力開発の支援

企業や事業主団体における労使による職業能力開発は、人財育成の基本となるとても重要なものです。特に、企業・事業主団体は、人財育成が業績拡大の最大のツールとなるとの認識を持ち、従業員が能力開発に取り組み環境を積極的に整備する必要があります。

その中でも企業や事業主団体等が実施する認定職業訓練は、地域の人財育成の重要な手段であることから、これを促進し、運営や施設整備等について支援します。また、企業における人財育成の取組についても、積極的に情報提供や技術的な支援を行います。

【具体的取組】

- 事業主団体等が行う職業訓練等のための県立校の施設・設備の貸与・開放
- 事業主団体等が行う認定職業訓練への支援

企業等が必要とする人財育成に関する情報提供、相談の充実

実施目標 2 地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成

基本的施策(1) 職業能力開発と就職支援の一体的展開

職業人生の長期化と技術革新の加速化、変化する社会経済状況に労働者自らが対応し主体的に技能向上や職業能力開発を行うことができるよう、適切な助言、情報提供ができる体制を構築します。

【具体的取組】

シヨフカフエやハローワーク等関係機関と連携した効果的なキャリアコンサルティングやジョブ・カード活用、求職活動支援
労働者のキャリア形成に資する職業能力開発の情報提供の実施

基本的施策(2) 若年者の人財育成と定着促進のための支援

地域活力を維持するためには、社会のあらゆる人々の活躍が必要ですが、その中心となるのは、若年者です。本県の人口減少では社会減的要素が大きく、特に県外転出者が多い若年層の県内定着に繋がる施策が必要です。若年者が、本県で就業し、将来にわたり本県への定着に繋がるような職業能力開発機会を提供します。

【具体的取組】

若年者の県内定着のため企業が求める人財と求職ニーズが合致した職業能力開発
学卒未就職者等に対する職業能力開発の実施

基本的施策(3) 中高年層者のキャリア形成に向けた支援の充実

高齢化社会の進行、生産年齢人口が減少する中で、これまで培った技能の有効活用及び次世代への継承、就業意欲のある高齢者の継続的な社会参加を促進するため、中高年層の技能向上、希望に応じた円滑なキャリア転換に繋がる職業能力開発機会が必要です。

【具体的取組】

中高年層者が有する能力の維持・向上、技術革新に対応した職業能力開発
中高年層者の再就職に向けた職業能力開発の支援

基本的施策(4) 女性が活躍するための職業能力開発への支援

地域活力の創出のため、年齢階層別で全国を上回っている傾向にある本県の女

性の更なる活躍を促進する必要がありますが、職業能力開発施策においても、女性の多様な課題に対応した能力開発機会の確保が重要です。

【具体的取組】

女性の就業率が低い分野で活躍できる職業能力開発
再就職を希望する女性、母子家庭の母等の職業能力開発の機会の確保

基本的施策(5) 障害者の特性に合わせた効果的な職業能力開発機会の提供

障害者の方が自立し、社会参加、地域活力創出の担い手として活躍できるように、個々の障害特性や能力に応じた職業能力開発の機会を提供します。

【具体的取組】

県立障害者職業訓練校での障害者の特性やニーズに配慮した効果的な職業訓練の実施
障害者の職業訓練の充実強化のための関係機関と連携した効果的な訓練の実施

実施目標 3 技能の振興・継承の促進

基本的施策(1) 技能尊重機運の醸成

技能や技能者に対する社会的評価の向上に資するため、技能等を評価する取組を推進し、併せて県民のものづくりへの関心を高めるための取組を行います。

【具体的取組】

優れた技能者や職業訓練の功労者への表彰制度の実施
技能検定制度の普及促進と適正な実施
技能グランプリ、アピリンピック等技能競技大会への支援

基本的施策(2) 次世代の技能者の育成促進と技能の継承

優秀な技能者を継続的に確保するため、企業で活躍する若い技能者の育成とともに、様々な仕事の中から選択肢のひとつとして、一人でも多くの子供たちがものづくりに興味を持つよう、初等中等教育段階からの職業意識の形成と、ものづくりにへの意識の醸成に努めます。

【具体的取組】

県内技能者、関係機関等と連携した若年者への技能継承、児童等の意識醸成
若年者の技能競技大会参加への支援

<第10次青森県職業能力開発計画の概要>

職業能力開発を巡る現状

- 我が国の景気・雇用の状況
東日本大震災からの景気の持ち直し、雇用情勢の改善。
- 労働力の需給の動向
少子高齢化による生産年齢人口割合の減少、若年者の県外転出。
- 雇用の動向
景気回復により雇用情勢が好転するが、求人・求職のミスマッチが生じている。またほとんどの産業で、事業所における職業能力開発実施の割合が全国平均を下回る。
- 県が実施する公共職業能力開発の現状
雇用状況の改善により受講者数は減少傾向にあるが、学卒者向け訓練、離職者向け訓練とも高い就職率を維持。

第10次職業能力開発基本計画(国)

—生産性向上に向けた人材育成戦略—

- (基本的施策)
- 生産性向上に向けた人材育成の強化
 - 「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性・若者・中高年齢者・障害者等の個々の特性やニーズに応じた職業能力底上げの推進
 - 産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進
 - 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開
 - 技能の振興
 - 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

青森県基本計画未来を変える挑戦

—強みをとことん、課題をチャンスに—

- 産業・雇用分野：仕事づくりと所得の向上
- 安全・安心、健康分野：命と暮らしを守る
- 環境分野：自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成
- 教育、人づくり分野：生活創造社会の礎

キーワード

今をつくり、未来を変える人財育成の推進

実施目標と基本的施策

1 地域・産業ニーズを的確に捉えた職業能力開発の推進

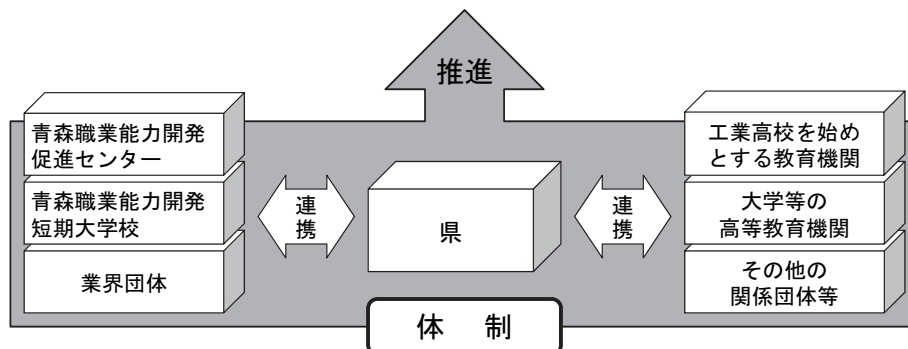
- 公共職業訓練・県立職業能力開発校における職業能力開発の充実・強化
- 民間が行う職業能力開発の支援

2 地域の活力創出に向けた新たな担い手の育成

- 職業能力開発と就職支援の一体的展開
- 若年者の人財育成と定着促進のための支援
- 中高年齢者のキャリア形成に向けた支援の充実
- 女性が活躍するための職業能力開発への支援
- 障害者の特性に合わせた効果的な職業能力開発機会の提供

3 技能の振興・継承の促進

- 技能尊重機運の醸成
- 次世代の技能者の育成促進と技能の継承



農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける地	申請日
農事組合法人 しみず	弘前市大字小沢字広野一〇の一	弘前市大字坂元字山下五の一ほか一筆	弘前市大字坂元字山下五の一ほか一筆	平成 二六・九・九
工藤文明	弘前市大字清水森字沼田一〇の一	弘前市大字清水森字清水野八	弘前市大字清水森字清水野八	"
兼平隆行	黒石市大字竹鼻字山元一	黒石市大字高館字甲里見三の二ほか三筆	黒石市大字高館字甲里見三の二ほか三筆	"
木立正子	黒石市大字高館字甲松坂三の二	黒石市大字高館字甲花岡一七九の一ほか二筆	黒石市大字高館字甲花岡一七九の一ほか二筆	"
大森慎悟	三沢市根井一丁目七三の二	三沢市大字三沢字淋代平一六の二七九ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一六の二七九ほか一筆	"
株式会社川長	上北郡おいらせ町浜道一〇八八	三沢市大字三沢字戸崎一〇の一〇五二ほか二筆	三沢市大字三沢字戸崎一〇の一〇五二ほか二筆	"
大森秀人	三沢市朝日二丁目三八七	三沢市大字三沢字戸崎一〇の一六五	三沢市大字三沢字戸崎一〇の一六五	"
神山登	三沢市大津一丁目二一の二一六六	三沢市大字三沢字淋代平一六の二七九	三沢市大字三沢字淋代平一六の二七九	"
羽立辰雄	三沢市織笠二丁目一三三七	三沢市大字三沢字庭構一二三八のうちほか一筆	三沢市大字三沢字庭構一二三八のうちほか一筆	"
沼山英明	三沢市織笠二丁目二五七九の一	三沢市大字三沢字庭構一六九四のうち	三沢市大字三沢字庭構一六九四のうち	"

相坂友規	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸二〇	東津軽郡平内町大字清水川字大泡二〇九ほか三筆	"
伊瀬茂光	東津軽郡平内町大字福館字福館一	東津軽郡平内町大字福館字木田橋六九ほか一筆	"
佐々木武二	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下一の二ほか一筆	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下一の二ほか一筆	"
片山徹也	東津軽郡平内町大字東田沢字野内畑前田二一	東津軽郡平内町大字東田沢字大館五二の一	"
石動邦彦	南津軽郡藤崎町大字常盤字三宮本七三	南津軽郡藤崎町大字若松字安田五三の二	"
高橋右京	黒石市西ヶ丘二九四の四	南津軽郡藤崎町大字福島字范頭二七ほか二筆	"
仙南農産株式会社	宮城県巨理郡巨理町長瀬字下新丁四二の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬五三の一	"
三上淳藏	南津軽郡藤崎町大字榊字宮本二六	南津軽郡藤崎町大字榊字田二九の一	"
久保田明則	南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田三一の三グロリアハイツ一〇号	南津軽郡藤崎町大字中島字岩淵二二のうちほか一筆	"
合同会社ナリミツ農園	南津軽郡藤崎町大字矢沢字豊成五番一五の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東若松一〇七のうちほか一筆	"
合同会社ナリミツ農園	南津軽郡藤崎町大字矢沢字豊成五番一五の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東若松七一の二ほか二筆	"
新谷美隆	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富八五の一	南津軽郡藤崎町大字水沼字早稲田六八ほか三筆	"
農事組合法人野村園芸農場	三戸郡五戸町虫追塚前二二の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡一二の二ほか三筆	"
農事組合法人野村園芸農場	三戸郡五戸町虫追塚前二二の二	南津軽郡藤崎町大字葛野字岡元四の一ほか二筆	"
佐々木美穂	北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田三三七	北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田三八六ほか一筆	"
瀬川左一	上北郡七戸町字左組七二	上北郡七戸町字放森二〇の一	"

附田均	上北郡七戸町字小田平二四の二	上北郡七戸町字小田下六一の二ほか二筆	"
天間一博	上北郡七戸町字中野七の二	上北郡七戸町字根間手一四	"
松島正利	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰三〇の二	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰七四	"
農事組合法人北栄トラクタ利用組合	上北郡東北町字夫雑原四六一	上北郡東北町字夫雑原三〇三ほか十筆	"
岡田隆	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二〇三	上北郡おいらせ町内山平三五三	"
福田大介	三戸郡新郷村大字戸来字扇ノ沢八の一	三戸郡新郷村大字西越字木ノ間一三九	"
佐藤光	三戸郡三戸町大字斗内字森ノ上三〇の二	三戸郡田子町大字原字飯豊一三ほか一筆	"
農事組合法人常盤地区大豆オペレーター組合	南津軽郡藤崎町大字久井名館字早稲田五〇の一	青森市浪岡大字下十川字富岡一〇七の一ほか二筆	"

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ノガワ家具センター
- 二 代表者の氏名 野川 剛
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市日の出二丁目九四の四九六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇三〇六号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社白石工務店
- 二 代表者の氏名 白石 武光
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字金沢平五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一六一二四号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------